社会福祉法人　浜田ひかり保育所
保育所運営規程

（事業所の名称等）

第１条　（法人名）が設置するこの保育園の名称及び所在地は，次のとおりとする。

⑴　名　称　　浜田ひかり保育所

⑵　所在地　　浜田市原町 79 番地 4

（施設の目的及び運営方針）

第２条　浜田ひかり保育所（以下**「当園」**という。）は，保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ，保育事業を行うことを目的とする。

２　**「当園」**は，保育の提供に当たっては，入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し，その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。

３　**「当園」**は，保育に関する専門性を有する職員が，家庭との緊密な連携の下に，利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ，養護及び教育を一体的に行うものとする。

４　**「当園」**は，園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら，園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。

５　**「当園」**は，児童福祉法，子ども・子育て支援法（以下「法」という。），島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例，浜田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例，その他関係法令を遵守し，事業を実施するものとする。

（利用定員）

第３条　**「当園」**の利用定員は，第１９条第１項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに，次のとおり定める。

⑴　法第１９条第１項第２号の子ども（保育を必要とする３歳以上児。以下「２号認定こども」という。）　４５人

⑵　法第１９条第１項第３号の子ども（保育を必要とする３歳未満児。以下「３号認定子ども」という。）のうち，満１歳以上の子ども　　２６人

⑶　３号認定子どものうち，満１歳未満の子ども　　９人

２　前項の規定に関わらず、保育の利用の需要の増大や措置児童に対する対応、その他やむを得ない事情があるときには、前項に規定する利用定員を超える子どもを受け入れることができる。

（提供する保育等の内容）

第４条　**「当園」**は，保育所保育指針（平成２０年３月２８日厚労告１４１）に基づき，以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

(1)　特定教育・保育（法第２７条第１項に規定する特定教育・保育をいう。以下同じ。）

支給認定を受けた保護者（以下「支給認定保護者」という。）に係る園児に対し，当該支給認定における保育必要量の範囲内において保育を提供する。

(2)　時間外保育

やむを得ない理由により，支給認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は，当該支給認定に係る園児に対し，時間外保育を提供する。

(3)　食事の提供

(4)　その他保育に係る行事等

（職員の職種，員数及び職務の内容）

第５条　保育の実施に当たり配置する職員の職種，員数及び職務内容は，次のとおりとする。ただし、職員の員数については最低基準で定める配置基準以上とする。なお、員数は園児の数により変動することがある。

(1)　所長　１名（常勤専従）

所長は，職員及び業務の管理を一元的に行い，職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに，園児を全体的に把握し，園務をつかさどる。

(2)　主任保育士　１名（常勤専従）

主任保育士は,地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに,園長を補佐し，保育内容について他の保育士を統括する。

(3)　副主任保育士　１名（常勤専従）

副主任保育士は、主任保育士の補佐をする。

(4)　保育士　若干名

保育に従事し，その計画の立案，実施，記録及び家庭連絡等の業務を行う。

(5)　栄養士　１名（常勤専従）

園児の発達段階に応じ，０歳児の離乳食，１～２歳児の幼児食及び３歳児以上の幼児食に係る献立を作成する。

(6)　調理員　若干名

栄養士の作成した献立に基づき，給食及びおやつを調理する。

(7)　事務員　１名（常勤専従）

保育所の運営管理に必要な事務処理、契約事務、経理事務を行う。

(8)　嘱託医

入所児の健康診断、入所児ならびに職員の健康相談等を行う。

（保育を提供する日）

第６条　保育を提供する日は，月曜日から土曜日までとする。ただし，年末年始（１２月３１日から１月４日）及び祝祭日を除く。

（保育を提供する時間）

第７条　保育を提供する時間は，次のとおりとする。

⑴　保育標準時間認定に係る保育時間

７時から１８時までの範囲内で，保護者が保育を必要とする時間とする。

なお，上記以外の時間帯において，やむを得ない理由により保育が必要な場合は，１９時までの範囲内で，時間外保育を提供する。

⑵　保育短時間認定に係る保育時間

８時３０分から１６時３０分までの範囲内で，保護者が保育を必要とする時間とする。

なお，上記以外の時間帯において，やむを得ない理由により保育が必要な場合は，７時から９時まで又は１７時から１９時までの範囲内で，時間外保育を提供する。

（利用者負担その他の費用の種類）

第８条　**「当園」**の特定教育・保育を利用した支給認定保護者は，その支給認定を受けた市町村に対し，当該市町村の定める利用者負担金（保育料）を支払うものとする。

２　前項に定めるもののほか、保育において，特定教育・保育等の提供における便宜に要する費用のうち，別表に掲げる費用について、当園は保護者から実費の負担を受けるものとする。

（利用の開始に関する事項）

第９条　**「当園」**は，市町村から保育の実施について委託を受けたときは，これに応じるものとする。

（利用の終了に関する事項）

第１０条　**「当園」**は，以下の場合には保育の提供を終了するものとする。

⑴　園児が小学校に就学したとき。

⑵　２号認定こどもの支給認定保護者が,法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
⑶　３号認定こどもの支給認定保護者が,法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
⑷　その他，利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

（緊急時における対応方法）
第１１条　**「当園」**の職員は，保育の提供を行っているときに，園児に病状の急変，その他緊急事態が生じたときは，速やかに嘱託医又は園児の主治の医師に連絡する等，必要な措置を講じるものとする。
２　保育の提供により事故が発生した場合は，浜田市及び園児の保護者等に連絡するとともに，必要な措置を講じるものとする。
３　**「当園」**は，事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに，事故発生の原因を解明し，再発防止のための対策を講じるものとする。
４　園児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には，損害賠償を速やかに行うものとする。

（非常災害対策）
第１２条　非常災害に備えて，消防計画等を作成し，防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め，少なくとも毎月１回以上，避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

（虐待の防止のための措置）
第１３条　**「当園」**は，園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため，責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに，職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

（記録の整備）
第１４条　**「当園」**は，保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し，その完結の日から５年間保存するものとする。
⑴　保育の実施に当たっての計画
⑵　提供した保育に係る提供記録
⑶　特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成２６年内閣府令第３９号）第１９条に規定する市町村への通知に係る記録
⑷　保護者からの苦情の内容等の記録
⑸　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（その他）
第１５条　この規則を改正、廃止するときは、社会福祉法人浜田ひかり保育所理事会の決議を経るものとする。

別表

金　額	主食費　２，１００円 副食費　４，９００円　} 合計金額＝一人当たりの給食 〔合計金額×3歳以上児の人数〕＝1回の振替金額 但し、副食費については第３子以降の児童等免除あり (喫食日数：１２回まで３，５００円、１３回以上は７，０００円) 手数料　１回の振替ごと５５円（２名以上の場合も同額） 月途中の入退所の場合、日割り計算は行わない
金融機関	山陰合同銀行〔支店の指定なし〕
引落とし日	毎月１０日〔銀行休業日の場合は翌営業日〕
振替できなかった場合	現金集金〔後日集金袋にて徴収〕 〔手数料５５円を加算した金額〕
開始時期	毎年４月 〔引き落とし開始までは現金徴収〕
その他（現金徴収）	延長保育料・・・・・・・１回２５０円 （１２回以上３，０００円） 保育用品・・・・・・・・必要に応じて 被服代・・・・・・・・・必要に応じて 写真代・・・・・・・・・必要に応じて ふれあい保育体験料・・・必要に応じて ＰＴＡ会費・・・・・・・月２５０円
その他	領収書や引き落とし済通知書の発行は行わない
お問い合わせ先	理事長　　竹　山　勝　彦 所　長　　長　澤　順　子 事　務　　上　岡　弓　子 浜田ひかり保育所（0855-23-0986）

附　則

この規程は，平成３１年４月１日から施行する。

この規程は，令和元年１０月１日から施行する。

この規程は，令和７年４月１日から施行する。

この規定は、令和８年４月１日から施行する。